

# 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日（火）第3097号の 6



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 教 育 委 員 会 規 則

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（※）（総務福利課取扱い） 1

### 教 育 委 員 会 訓 令

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（※）（総務福利課取扱い） 3

### 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程及び共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 4  
○鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 4

## 教 育 委 員 会 規 則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

### 鹿児島県教育委員会規則第 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（鹿児島県教育委員会公告式規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県教育委員会公告式規則（昭和35年鹿児島県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第14条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改める。

第 2 条第 1 項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

（鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正）

第 2 条 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 節 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定（第 3 条・第 4 条）」を「第 1 節 教育長職務代理者の指名等（第 3 条）」に、「第 5 条—第17条」を「第 4 条—第16条」に、「第18条—第20条の 2」を「第17条—第20条」に改める。

第 2 章第 1 節を次のように改める。

第 1 節 教育長職務代理者の指名等

第 3 条を次のように改める。

（教育長職務代理者の指名等）

第 3 条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

2 前項の場合において、教育長職務代理者は、その権限に属する事務のうち第21条に規定する専決事務及び第22条に規定する委任事務を教育次長に委任する。

3 教育次長を 2 人置く場合における前項の規定による委任の順序は、教育長が定める。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項及び第 3 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「委員長」を「教育長」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「行なう」を「行う」に、「会議録」を「議事録」に、「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「教育長、」を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 2 項中「行なう」を「行う」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

第 16 条の見出しを「（議事録の調製）」に改め、同条第 1 項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第 2 項中「会議録」を「議事録」に、「委員長が職員のうちから教育長の推薦する者を指名して」を「教育長が指名した職員に」に改め、同条を第 15 条とする。

第 17 条の見出しを「（議事録の記載事項）」に改め、同条第 1 項中「会議録」を「議事録」に、「出席した委員及び職員」を「出席者」に改め、同条第 2 項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 17 条とする。

第 19 条第 3 号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 18 条とする。

第 20 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 19 条とする。

第 20 条の 2 第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 2 項中「第 13 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改め、同条を第 20 条とする。

第 21 条第 1 項中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同項中第 19 号を第 20 号とし、第 11 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(ii) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく認定こども園の認定及び認定の取消しに係る知事からの協議及び法第 27 条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する知事からの意見聴取に対し、回答及び意見の申出をすること。

第 22 条中「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教育長は前項の規定により処理した事務のうち、次に掲げる事項については、会議において適宜報告しなければならない。

(1) 教育委員会が求めた事項

(2) その他教育長において必要と認める事項

第 23 条第 1 項中「第 10 条各号」を「第 9 条各号」に改める。

第 46 条を次のように改める。

第 46 条 削除

（鹿児島県教育委員会の権限に属する争訟に関する事務を教育長に委任する規則の一部改正）

第 3 条 鹿児島県教育委員会の権限に属する争訟に関する事務を教育長に委任する規則（昭和 43 年鹿児島県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

（職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正）

第 4 条 職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和 51 年鹿児島県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育長並びに」を削る。

別表教育長の項を削る。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）

附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会公告式規則第 1 条及び第 2 条の規定、第 2 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則第 2 章（第 9 条（同条第 10 号を除く。）、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 23 条を除く。）及び第 46 条の規定、第 3 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会の権限に属する争訟に関する事務を教育長に委任する規則の規定並びに第 4 条の規定による改正後の職員のサービスの宣誓に関する規則第 3 条の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会公告式規則第 1 条及び第 2 条の規定、第 2 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則第 2 章（第 10 条（同条第 10 号を除く。）、第 21 条、第 22 条及び第 23 条を除く。）及び第 46 条の規定、第 3 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会の権限に属する争訟に関する事務を教育長に委任する規則の規定並びに第 4 条の規定による改正前の職員のサービスの宣誓に関する規則第 3 条の規定は、なおその効力を有する。

## 教育委員会訓令

### 鹿児島県教育委員会訓令第 1 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（鹿児島県教育委員会公印規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県教育委員会公印規程（昭和34年鹿児島県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、委員長印、委員長職務代理者印」を削る。

別表鹿児島県教育委員会委員長印の項及び鹿児島県教育委員会委員長職務代理者印の項を削る。

（鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県教育委員会電子署名規程（平成14年鹿児島県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表委員長の項を削る。

（鹿児島県教育委員会文書規程の一部改正）

第 3 条 鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号イ中「第 14 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項」に改める。

第 17 条及び第 18 条第 2 項中「、委員長名」を削る。

別表第 1 中「鹿児島県教育委員会委員長〇〇氏名〇〇〇」を「鹿児島県教育委員会教育長〇〇氏名〇〇〇」に改め、「又は「鹿児島県教育委員会委員長」」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会公印規程第 2 条及び別表の規定、第 2 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会電子署名規程第 4 条及び別表の規定並びに第 3 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会文書規程第 14 条、第 17 条、第 18 条及び別表第 1 の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会公印規程第 2 条及び別表の規定、第 2 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会電子署名規程第 4 条及び別表の規定並びに第 3 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会文書規程第 14 条、第 17 条、第 18 条及び別表第 1 の規定は、なおその効力を有する。

## 教育委員会教育長訓令

## 鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程及び共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程及び共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第 1 条 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程 (昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第26条第 2 項」を「第25条第 4 項」に改める。

別表第 2 の 1 の表総合体育センター所長の部中第 3 項を削り, 第 4 項を第 3 項に改める。

(共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程の一部改正)

第 2 条 共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程 (昭和52年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第26条第 2 項」を「第25条第 4 項」に改める。

附 則

- 1 この訓令は, 平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) 附則第 2 条第 1 項の場合においては, 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程第 1 条の規定及び第 2 条の規定による改正後の共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程第 1 条の規定は適用せず, 第 1 条の規定による改正前の鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程第 1 条の規定及び第 2 条の規定による改正前の共済住宅の管理に関する教育長の事務を委任する規程第 1 条の規定は, なおその効力を有する。

## 鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程 (昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「教育長の権限に属する事務」を「教育長又は教育次長の権限に属する事務」に, 「教育長又は教育委員会」を「教育長若しくは教育次長又は教育委員会」に改め, 同条第 2 号中「教育長の権限に属する事務」を「教育長又は教育次長の権限に属する事務」に改める。

第 9 条第 2 項中「, 教育委員会教育委員長訓令」を削る。

別表第 1 の 1 の項教育長決裁事項の欄第 1 号中「第26条第 3 項」を「第25条第 4 項」に改める。

別表第 1 の 1 の項教育長決裁事項の欄中第 4 号を第 5 号とし, 第 3 号を第 4 号とし, 第 2 号を第 3 号とし, 第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 地教行法第27条の規定に基づき, 幼保連携型認定こども園に関する知事からの意見聴取に対し, 意見の申出をすること。

別表第 1 の15の項教育長決裁事項の欄第 1 号中「教育委員長及び」を削る。

別表第 2 の上欄中「教育次長専決事項」を「教育次長決裁及び専決事項」に改める。

別表第 2 総務福利課の部 4 の項教育長決裁事項の欄第 1 号を削り, 第 2 号を第 1 号とし, 第 3 号を第 2 号とする。

別表第 2 総務福利課の部15の項教育長決裁事項の欄第 3 号中「会議録」を「議事録」に改め,

同項課長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とする。

別表第 2 総務福利課の部16の項教育長決裁事項の欄中各号を削り、同項教育次長専決事項の欄中に次のように加える。

- (1) 法第125条第 1 項の規定に基づき、移行法人（法第126条第 3 項の規定により、合併後存続する法人又は合併により設立する法人を移行法人とみなす場合を含む。以下この項中同じ。）の公益目的支出計画の変更を認可すること。
- (2) 法第129条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、移行法人に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をし、及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (3) 法第130条の規定に基づき、移行法人の清算時の残余財産の帰属を承認すること。
- (4) 法第131条第 1 項の規定に基づき、偽りその他不正の手段により移行認可を受けたことにより移行認可を取り消すこと。
- (5) 法第138条第 2 項において準用する法第133条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、公益認定等審議会に諮問すること。
- (6) 法第139条において準用する認定法第44条第 2 項の規定に基づき、公益認定等審議会の答申に基づいてとつた措置を公益認定等審議会に報告すること。
- (7) 法第141条において準用する法第136条第 3 項の規定に基づき、公益認定等審議会の勧告に基づいてとつた措置について公益認定等審議会に報告すること。
- (8) 認定法第 4 条の規定に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益認定を行うこと。
- (9) 認定法第10条の規定に基づき、公益認定をした旨を公示すること。（認定法第11条第 4 項及び第25条第 4 項において準用する場合を含む。）
- (10) 認定法第11条第 1 項の規定に基づき、変更の認定を行うこと。
- (11) 認定法第25条第 1 項の規定に基づき、公益法人の合併による地位の承継を認可すること。
- (12) 認定法第28条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公益法人に必要な措置をとるべき旨を勧告し、及び勧告の内容を公表すること。
- (13) 認定法第28条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、公益法人に勧告に係る措置をとるべきことを命じ、及びその旨を公示すること。
- (14) 認定法第29条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、公益法人の公益認定を取り消し、及び取り消した旨を公示し、並びに当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託すること。
- (15) 認定法第30条第 4 項の規定に基づき、認定取消法人等に対する公益目的取得財産残額及び当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知すること。
- (16) 認定法第51条において準用する認定法第43条の規定に基づき、公益認定等審議会に諮問すること。
- (17) 認定法第52条で準用する認定法第44条第 2 項の規定に基づき、公益認定等審議会の答申に基づいてとつた措置について公益認定等審議会に報告すること。
- (18) 認定法第53条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣の知事への指示を公益認定等審議会に通知すること。
- (19) 認定法第53条第 2 項において準用する認定法第45条第 3 項の規定に基づき、公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものについて公益認定等審議会に諮問しないで措置を講じた旨を公益認定等審議会に通知すること。
- (20) 認定法第54条において準用する認定法第46条第 3 項の規定に基づき、公益認定等審議会の勧告に基づいてとつた措置について公益認定等審議会に報告すること。

別表第 2 学校施設課の部 2 の項教育長決裁事項の欄第 1 号中「第11条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

別表第 2 教職員課の部 2 の項教育長決裁事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 義務教育課の部 5 の項教育長決裁事項の欄第 1 号中「特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者募集要綱」を「特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考実施要綱」に改める。

別表第2 高校教育課の部9の項の欄中「高等学校定時制課程修学資金貸与条例施行規則」を「高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則」に改め、同部10の項課長専決事項の欄第1号中「鹿児島県立学校学則」を「鹿児島県立高等学校学則」に改める。

別表第2 保健体育課の部8の項課長専決事項の欄中第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 規則第13条の規定に基づき、施設等の管理及び運営について必要な事項の定め承認をすること。

別表第2 保健体育課の部8の項課長専決事項の欄第1号の次に次の2号を加える。

(2) 条例第6条第1項第3号の規定に基づき、休場日の決定を承認すること。

(3) 条例第6条第2項の規定に基づき、休場日の変更を承認すること。

別表第2 保健体育課の部8の項の課長補佐専決事項の欄に次のように加える。

(1) 条例第7条第1項第2号の規定に基づき、利用時間の変更を承認すること。

(2) 規則第9条第1項第7号及び第2項第3号の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を決定すること。

(3) 規則第9条第3項の規定に基づき、利用料金の減額又は免除の承認をすること。

別表第4の9の表中3の項を削り、4の項を3の項とする。

#### 附 則

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条、第9条、別表第1（1の項教育長決裁事項の欄第2号から第5号までを除く。）及び別表第2（学校施設課の部2の項教育長決裁事項の欄、義務教育課の部5の項教育長決裁事項の欄、高校教育課の部9の項の欄及び同部10の項課長専決事項の欄並びに保健体育課の部8の項課長専決事項及び課長補佐専決事項の欄を除く。）の規定は適用せず、改正前の第2条、第9条、別表第1（1の項教育長決裁事項の欄第2号から第4号までを除く。）及び別表第2（学校施設課の部2の項教育長決裁事項の欄、義務教育課の部5の項教育長決裁事項の欄、高校教育課の部9の項の欄及び同部10の項課長専決事項の欄並びに保健体育課の部8の項課長専決事項及び課長補佐専決事項の欄を除く。）の規定は、なおその効力を有する。